にある者又は法第百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。）を含む。以下この号、次条第五項並びに第四十四条第二項及び第四項において同じ。）、船員保険の被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員（以下「国民健康保険の世帯主等」という。）又は後期高齢者医療の被保険者」を「第四十一条の二第九項に規定する組合員等」に、「日雇特例被保険者の被扶養者若しくは船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者」を「同条第十項に規定する被扶養者等」に改め、「の合算額」を削り、同条第三項中「である者」を削り、「同号に掲げる額」を「第一号に掲げる」に、「額」と、」を「」と、同項ただし書中」に改め、「から」を削り、同条第四項中「「同号」を「第一号」に、「が受けた療養（同号）を「が受けた療養（第一号）に、「「、当該保険者」とあるのは「、他の健康保険の保険者」と、「それぞれ当該保険者」とあるのは「それぞれ当該他の健康保険の保険者」と、「他の健康保険」とあるのは「当該他の健康保険の保険者以外の健康保険」と、「における当該保険者」とあるのは「における当該他の健康保険の保険者」を「同項第一号中「基準日被保険者」とあるのは「他の健康保険の保険者の被保険者（基準日において当該他の健康保険の保険者の被保険者である者に限る。以下この項及び次項において「基準日被保険者」という。）」と、「保険者の」とあるのは「他の健康保険の保険者（以下この項において「基準日保険者」という。）の」と、同項第二号中「他の」とあるのは「基準日保険者以外の」と、同項第三号中「基準日被扶養者」とあるのは「基準日被保険者の被扶養者（基準日において基準日保険者の被保険者の被扶養者である者に限る。以下この項において「基準日被扶養者」という。）」と、「保険者の」とあるのは「基準日保険者の」と、同項第四号中「他の」とあるのは「基準日保険者以外の」に改め、同条第五項中「組合員等である者（基準日において」を「組合員等（」に、「である者を除く。以下この項において同じ。）」を「を除く。）である者」に改める。

第四十三条の三第二項第四号中「すべて」を「全て」に改め、同条第五項の表中「第四十四条第二項」を「第四十四条第五項」に、「第四十四条第四項」を「第四十四条第七項」に、「自衛官等（以下この項」を「自衛官等（以下この表」に、「当該世帯主等」及び「当該者」を「当該国民健康保険の世帯主等」に改める。

第四十三条の四第一項中「以後の」の下に「当該」を加え、「高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者」を「医療保険加入者」に改める。

第四十四条第一項中「から第四十三条まで（第四十二条第一項第二号」を「、第四十二条（第一項第二号」に、「並びに第九項第二号並びに第四十三条第一項第一号ロ」を「、第九項第二号並びに第十項に係る部分を除く。）及び第四十三条（第一項第一号ロ」に改め、同条第四項中「受け又は」を「受け若しくは」に、「規定により当該」を「規定により」に改め、「以後の」の下に「当該」を加え、「高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者」を「医療保険加入者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「（第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者であった者を含む。）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　第四十一条の二第一項及び第二項（第一項第二号、第四号、第八号、第十号、第十四号及び第十六号に係る部分を除く。）、同条第八項から第十項まで並びに第四十二条第十項の規定は、基準日において日雇特例被保険者である者及びその被扶養者である者に係る高額療養費の支給について準用する。

3　第四十一条の二第五項から第十項まで及び第四十二条第十項の規定は、計算期間において日雇特例被保険者であった者（基準日において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項第一号から第五号までに掲げる者又は後期高齢者医療の被保険者である者に限る。）に係る高額療養費の支給について準用する。

4　日雇特例被保険者が計算期間において法第三条第二項ただし書の規定による承認を受け若しくは法第百二十六条第三項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納し、かつ、当該承認を受けた日又は当該日雇特例被保険者手帳を返納した日以後の当該計算期間において医療保険加入者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における第四十一条の二の規定による高額療養費の支給については、当該承認を受けた日の前日又は当該日雇特例被保険者手帳を返納した日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあっては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、前二項の規定及びこれらの規定において準用する規定を適用する。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の六第一項中「第十一条の三の四第二項」を「第十一条の三の三第二項」に改め、同項第一号中「第十一条の三の四第八項」を「第十一条の三の三第八項」に改め、同項第二号中「第十一条の三の四第九項」を「第十一条の三の三第九項」に改める。

第十七条の六の二第一項第一号ただし書中「第十一条の三の四第一項」を「第十一条の三の三第一項」に改める。

第十七条の六の三第六項中「から」及び「、当該法第六十三条第一項第五号」とあるのは「当該同令第十七条の三第一項第五号」と」を削る。

第十七条の六の四第一項第一号中「前年の」を「毎年」に、「その年の」を「翌年」に、「第十一条の三の四第一項から第五項まで」を「第十一条の三の三第一項から第五項まで若しくは第十一条の三の四」に改め、同項第三号中「第四十三条の二第一項第五号」を「第四十一条の二第九項」に改め、「の合算額」を削り、同条第三項中「介護合算按分率」を「介護合算按分率」に改める。

（船員保険法施行令の一部改正）

第三条　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「高額療養費」を「月間の高額療養費」に改め、同条第一項第一号中「、保険外併用療養費の支給又は」を「又は保険外併用療養費若しくは」に、「から第十条まで」を「、第九条及び第十条」に、「次条第五項」を「第九条第五項」に改め、同項第二号及び同条第二項中「次条第五項」を「第九条第五項」に改め、同条第五項中「次条第六項第三号」を「次条並びに第九条第六項第三号」に改め、同条第七項中「次条第七項」を「第九条第七項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（年間の高額療養費の支給要件及び支給額）

第八条の二　高額療養費は、第一号から第四号までに掲げる額を合算した額（以下この項において「基準日被保険者合算額」という。）、第五号から第八号までに掲げる額を合算した額（以下この項において「基準日被扶養者合算額」という。）又は第九号から第十二号までに掲げる額を合算した額（以下この項において「元被扶養者合算額」という。）のいずれかが高額療養費算定基準額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、基準日被保険者合算額から高額療養費算定基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に高額療養費按分率（同号に掲げる額を、基準日被保険者合算額で除して得た額、基準日被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に高額療養費按分率（第五号に掲げる額を、基準日被扶養者合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額及び元被扶養者合算額から高額療養費算定基準額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に高額療養費按分率（第九号に掲げる額を、元被扶養者合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額の合算額とする。ただし、当該基準日被保険者が基準日（計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）において法第五十五条第一項第三号の規定が適用される者である場合は、この限りでない。